

江南の水道

No.22
令和4年9月

発行：江南市水道部水道課 〒483-8018 江南市般若町中山 146 番地 TEL (0587)53-3511 FAX (0587)53-3514
ホームページアドレス <https://www.city.konan.lg.jp/kurashi/suido/1003554/index.html> ID1003554

原油価格・物価高騰に対する支援策として、 水道料金の基本料金を4か月間 全額免除します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、原油価格・物価高騰に伴う家計等への負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を4か月間全額免除します。(下水道使用料は変更ありません。)

●対象者

江南市水道事業より水道の供給を受ける全ての給水契約者(官公署を除く)

●対象期間(4か月分)

偶数月検針の地区

令和4年8月検針(9月請求分)
10月検針(11月請求分)

奇数月検針の地区

令和4年9月検針(10月請求分)
11月検針(12月請求分)

基本料金(税込)

| 用途 | メーター口径 | 1か月あたり | 負担減少額 (4か月分) |
|-------------------|---------|----------|-----------------|
| 一般用 営業用 湯屋用 | 13mm | 605円 | 2,420円 |
| | 20mm | 770円 | 3,080円 |
| | 25mm | 1,100円 | 4,400円 |
| | 40mm | 2,200円 | 8,800円 |
| | 50mm | 3,300円 | 13,200円 |
| | 75mm | 5,500円 | 22,000円 |
| | 100mm | 11,000円 | 44,000円 |
| 150mm | 33,000円 | 132,000円 | |

●ご注意

検針時に配付する「水道使用水量等のお知らせ」の請求予定金額(下記赤枠)は、減額前の金額です。

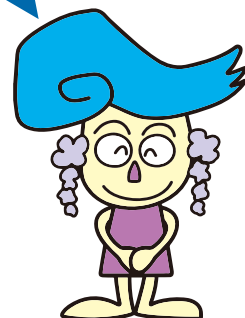
口座振替又は納入通知書の発行の際には、減額して請求しますのでご確認ください。

※使用水量が「0」の場合は、納入通知書は発行されません。

| 水道使用水量等のお知らせ | | お客様番号 999-999999-99 | |
|--|--------------------|---------------------|----------------------------|
| 江南市般若町中山146 | | 使用月 | 令和4年7・8月分 |
| 水道 太郎様 | | 使用期間 | 令和4年8月16日から 令和4年8月15日まで |
| | | 口径 | 13mm |
| | | メーター番号 | 12345678 |
| 指針及び水量 | | 今回請求予定金額 | |
| 今回指針 | 150 m ³ | 水道料金 | 8,710円 |
| 前回指針 | 100 m ³ | (うち消費税等相当額) | 610円 |
| 旧メーター水量 | 0 m ³ | 下水道使用料 | 5,280円 |
| | | (うち消費税等相当額) | 480円 |
| 水道使用水量 | 50 m ³ | 概算合計金額 | 11,990円 |
| 下水排出量 | 50 m ³ | | |
| 《参考》前回水量 | 32 m ³ | 次回口座振替日 | 令和4年9月30日 |
| 前々回水量 | 30 m ³ | | |
| 前年同期水量 | 31 m ³ | | |
| このお知らせでのお支払いはできません。また、集金に伺うこともありません。 | | | |
| 通信欄 水道料金の基本料金を全額免除します(官公署を除く)。請求予定金額は免除前の金額です。*下水道使用料は変更ありません。 | | | |

請求予定金額は、基本料金の全額免除を行う前の額です。

基本料金が全額免除される期間中は、通信欄でお知らせします。



水質検査結果のお知らせ

ID1003556

水道事業では、水道法第20条及び同法施行規則第15条に基づき、安心で安全な水道水が供給できるよう水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

令和3年度の水質検査の結果はすべて良好でした。水道課のホームページでは、より詳細な内容をご覧ください。(<https://www.city.konan.lg.jp/kurashi/suido/1003554/1003556/index.html>)

これらの結果から、江南市の水道水は安心してお使いいただくことができます。

| | 検査項目 | 水質基準 | 下般若系 給水栓平均値 | 後飛保系 給水栓平均値 |
|----------|---|-----------------|----------------|----------------|
| 健康に関する項目 | 1 一般細菌 | 1mℓ中の集落数 100 以下 | 0 | 0 |
| | 2 大腸菌 | 検出されないこと | 検出せず | 検出せず |
| | 3 カドミウム及びその化合物 | 0.003mg/ℓ以下 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/ℓ以下 | <0.00005 | <0.00005 |
| | 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 8 六価クロム化合物 | 0.02mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 9 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/ℓ以下 | <0.004 | <0.004 |
| | 10 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/ℓ以下 | 0.9 | 5.8 |
| | 12 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/ℓ以下 | 0.07 | 0.06 |
| | 13 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/ℓ以下 | <0.01 | 0.01 |
| | 14 四塩化炭素 | 0.002mg/ℓ以下 | <0.0002 | <0.0002 |
| | 15 1,4- ジオキサン | 0.05mg/ℓ以下 | <0.005 | <0.005 |
| | 16 シス-1,2- ジクロロエチレン及びトランス-1,2- ジクロロエチレン | 0.04mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 17 ジクロロメタン | 0.02mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 19 トリクロロエチレン | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 20 ベンゼン | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 21 塩素酸 | 0.6mg/ℓ以下 | <0.06 | <0.06 |
| | 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/ℓ以下 | <0.002 | <0.002 |
| | 23 クロロホルム | 0.06mg/ℓ以下 | 0.012 | <0.001 |
| | 24 ジクロロ酢酸 | 0.03mg/ℓ以下 | <0.002 | <0.002 |
| | 25 ジブromクロロメタン | 0.1mg/ℓ以下 | 0.002 | <0.001 |
| | 26 臭素酸 | 0.01mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 27 総トリハロメタン | 0.1mg/ℓ以下 | 0.018 | 0.001 |
| | 28 トリクロロ酢酸 | 0.03mg/ℓ以下 | 0.006 | <0.002 |
| | 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/ℓ以下 | 0.005 | <0.001 |
| | 30 プロモホルム | 0.09mg/ℓ以下 | 0.001 | 0.001 |
| | 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/ℓ以下 | <0.008 | <0.008 |
| 性状に関する項目 | 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/ℓ以下 | 0.002 | 0.001 |
| | 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/ℓ以下 | 0.01 | <0.01 |
| | 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/ℓ以下 | 0.02 | <0.01 |
| | 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/ℓ以下 | <0.01 | <0.01 |
| | 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/ℓ以下 | 5.7 | 11 |
| | 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/ℓ以下 | <0.001 | <0.001 |
| | 38 塩化物イオン | 200mg/ℓ以下 | 6.4 | 9.5 |
| | 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/ℓ以下 | 24.5 | 83.5 |
| | 40 蒸発残留物 | 500mg/ℓ以下 | 59 | 174 |
| | 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/ℓ以下 | <0.02 | <0.02 |
| | 42 ジェオスミン | 0.00001mg/ℓ以下 | <0.000001 | <0.000001 |
| | 43 2-メチルイソボルネオール | 0.00001mg/ℓ以下 | <0.000001 | <0.000001 |
| | 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/ℓ以下 | 0.002 | <0.002 |
| | 45 フェノール類 | 0.005mg/ℓ以下 | <0.0005 | <0.0005 |
| | 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/ℓ以下 | 0.5 | <0.3 |
| 47 pH 値 | 5.8 ~ 8.6 | 7 | 6.9 | |
| 48 味 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | |
| 49 臭 気 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | |
| 50 色 度 | 5 度以下 | <0.5 | <0.5 | |
| 51 濁 度 | 2 度以下 | <0.1 | <0.1 | |
| | 遊離残留塩素 | 0.1mg/ℓ以上 | 0.28 | 0.4 |



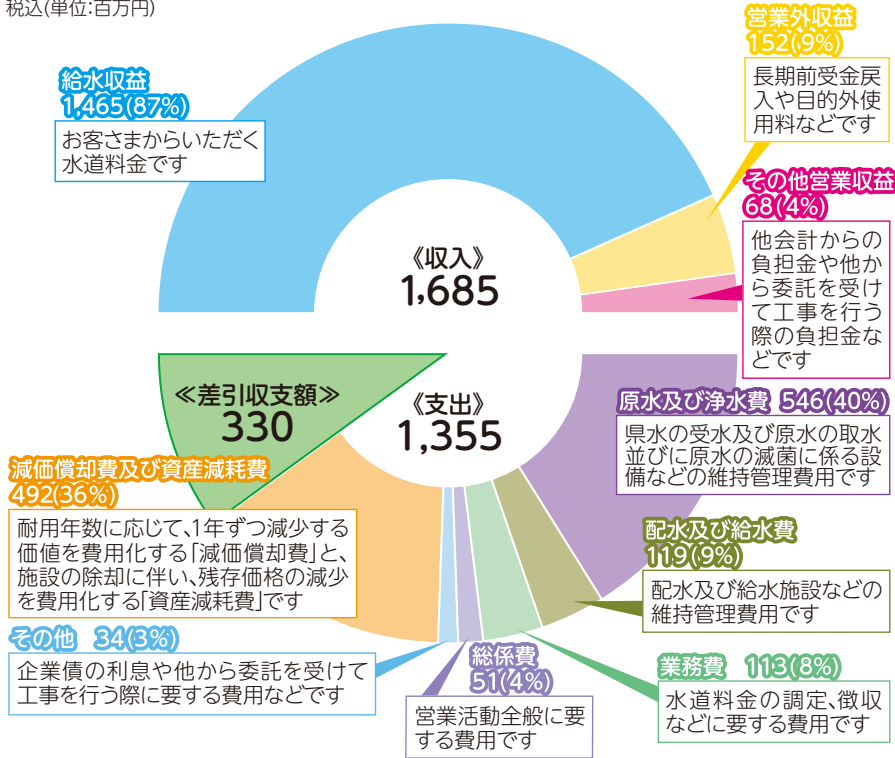
すべての項目において、水質基準に適合しています。

江南市水道事業 令和4年度 当初予算

水道事業は、みなさまからお支払いいただく水道料金を主な財源として経営しています。
安心・安全な水をみなさまにお届けするとともに、今後ともより一層、効率的な運営を目指してまいります。

収益的収支 水をお届けするための経費と財源

税込(単位:百万円)



令和4年度の主な事業

- ・第1次基幹管路更新計画に基づき、基幹管路の更新を進めてまいります。
- ・第3次配水管改良計画に基づき、配水支管の更新・整備を進めてまいります。
- ・下般若配水場・後飛保配水場及び取水井遠方監視装置の更新、下般若配水場配水ポンプの増設を進めてまいります。

用語解説

■収益的収支と資本的収支

地方公営企業である水道事業の予算は、関係法令に基づき収益的収支と資本的収支に区分し、予算の内容を明確にしています。

収益的収支は、当該年度の経常的な営業活動に伴う損益に関する収入・支出であり、事業活動の計画としての損益予算です。

資本的収支は、主に将来の経営活動に備えて行う施設整備計画、企業債償還計画のための資金予算であり、収益的収支に属さない収入・支出が計上されます。

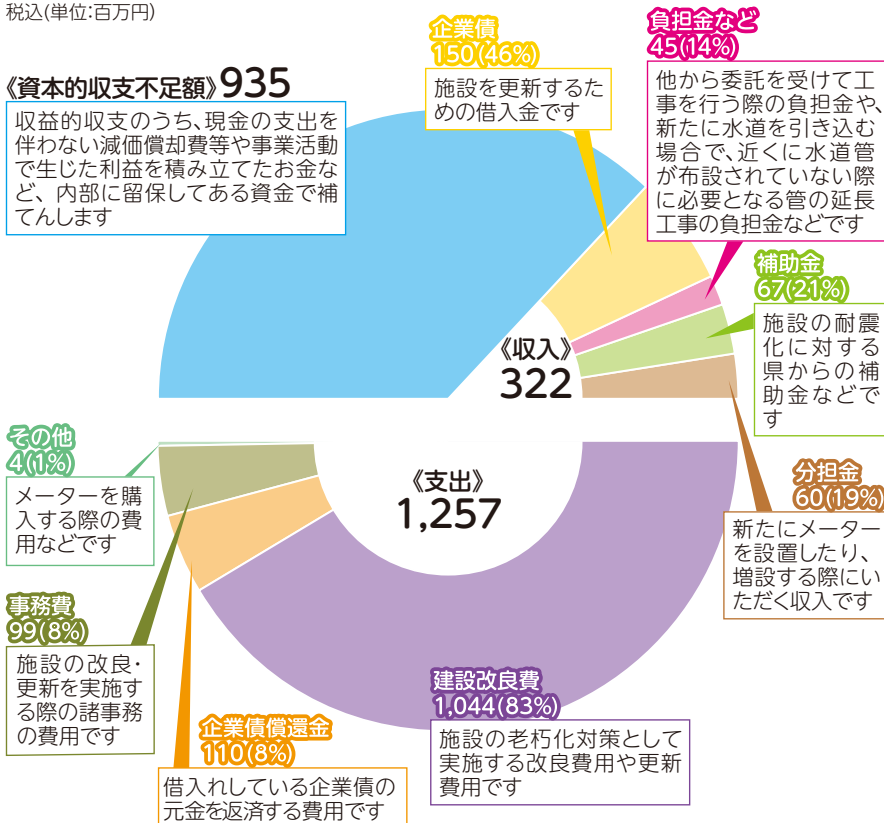
資本的収支の不足する財源については、営業活動で確保された現金支出を伴わない減価償却費などの内部に留保された資金で補てんすることになっています。

■長期前受金戻入

長期前受金(負担金、補助金、分担金など)に対応する資産の減価償却費相当額を収益化したもので、現金収入は伴いません。

資本的収支 水道施設を整備・拡充するための経費と財源

税込(単位:百万円)



水道水がいつもと違うとき 水道水に色がついた場合

① 赤い(茶色い)水が出る

原因 水道管内に発生した鉄さびが原因で、朝一番やしばらく水道を使用していない時に発生することがあります。また、消火活動で水道管内の水圧が変化した後も発生することがあります。

対策 水の使い始めに2～3分間、勢いよく出すことで改善できます。赤い付着物(鉄さび)は、浴室用クレンザーなどで除去できます。

※赤い水を誤って飲んでしまったとしても、少量であれば人体に影響はありません。
ただし、洗濯に使用すると、衣服が赤く変色する可能性があります。



② 白い水が出る

原因 水に小さな気泡(空気)が混ざっていることが原因です。例として、以下が挙げられます。

1. 給湯器などにより、水が急激に温められたとき
2. 蛇口の先に飛び跳ね防止器具(空気を混ぜ込むもの)がついている場合
3. 周辺で水道工事を行った影響

対策 空気の混入であれば、くみ置きしてしばらくすると透明になりますので、特に対策の必要はありません。

※白さが消えない場合は他の原因が考えられますので、蛇口から水をしばらく出して様子を見てください。



③ 水が青く見える

原因 光(七色)のうち、波長の長い赤色などの光は水に吸収されますが、波長の短い青色の光は水に反射されるため、人間の目には青く見えます。空や海が青く見えるのと同じ原理です。

対策 白い容器に水を取り、リビングなどの明るい場所で青く見えなければ、異常ではありませんので、対策の必要はありません。

※特にアイボリー系の色の浴槽でこの現象は見られます。
新築や改築などで浴槽の色を変えた方からの相談が多いです。



④ 排水口周りや浴室等の湿気の多い場所が桃色や紅色に着色する

原因 空気中に存在する細菌類が水分のある場所で繁殖し、着色します。温度や湿度などの条件がそろえばすぐに繁殖します。

対策 塩素系の洗剤やカビ取り剤で洗えば、簡単にとることができます。日頃からよく換気をして、表面についた水はふき取るようにしてください。

※新築や改築をされた方からの相談が多いです。



江南市水道事業では、毎年水質検査計画を策定し、安心で安全な水道水を提供できるよう、水質管理を行っています。
水道水について、ご不安な点がありましたらお気軽にお尋ねください。



お問い合わせは、水道課(江南市水道お客さまセンター) 電話(0587)53-3511 まで